

氷見市定住マイホーム取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市定住マイホーム取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の世帯員が1人以上いる世帯
- (2) 新婚世帯 婚姻をした日から1年を経過していない夫婦がいる世帯
- (3) 医療介護人材 新たに看護師または介護職として、市内の事業所に従事する者及び従事することが決まっている者

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内に居住する若者及び市外から転入する者の住宅取得を支援し、もって定住人口の増加を図るため、市内において、自ら居住するための住宅（共有に係る住宅については、その持分が2分の1を以上であるものに限る。ただし、申請者と生計を一にするものの持分を加算することができる。）を取得した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する住宅の取得した日（登記簿において当該取得した登記原因の日付欄に記録されている日（登記を必要としない場合にあつては、これに相当する日）をいう。以下同じ。）から1年後の日までの間において、次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に居住する40歳未満の者であること。

イ 市内に転入した日以後1年を経過していない者であって、当該転入した日直前に1年間市内に居住していなかった者

(2) 住宅取得の日から1年後の日までにおいて市内に居住している者。

(3) すべての世帯員が市税を滞納していない世帯に属する者。

(補助金の金額等)

第5条 補助金の金額・限度額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、住宅の取得の日から1年以内（その日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）に市長に提出するものとする。

(1) 対象住宅の登記事項証明書又はその他の住宅の取得の日を証する書類

(2) 住宅の新築又は取得費用の支払いを証する書類

(3) 別表1及び別表2に掲げる加算要件に該当して補助金を受けようとする者にあつては、その要件を満たすことを証するもの

(4) 個人情報の取扱いに関する同意書

(5) 氷見市定住マイホーム取得支援補助金申請に関する誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の交付を受けた者が、住宅の取得の日から3年以内に転出したとき

(3) 住宅の取得の日から3年以内に交付を受けた者又はその世帯員が市税を滞納したとき

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行われた住宅の取得について適用する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた住宅取得については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日より施行する。

別表1 補助金の金額（第4条第1項第1号ア該当者）

区分	新築又は新築取得	中古住宅取得
補助基本額	30万円	
加算要件（該当の場合に補助基本額に加算する。）		
子育て世帯又は新婚世帯である者	20万円	
交付限度額	50万円 （新築又は取得費用の 10分の1以内）	50万円 （取得費用の2分の1以内）

別表2 補助金の金額（第4条第1項第1号イ該当者）

区分	新築又は新築取得	中古住宅取得
補助基本額	60万円	
加算要件①（該当の場合に補助基本額に加算する。）		
子育て世帯または新婚世帯である者	20万円	
加算要件②（次のいずれかに該当の場合に補助基本額と加算要件①の合計額に加算する。）		
申請者が20歳以上で30歳に満たないもの	20万円	
転入前より氷見市内において就業しているもの		
医療介護人材であるもの		
交付限度額	100万円 （新築又は取得費用の 10分の1以内）	100万円 （取得費用の2分の1以内）

